

○静岡県自然環境保全条例

昭和48年3月23日

条例第9号

改正 昭和49年3月22日条例第21号

平成4年3月25日条例第30号

平成8年3月28日条例第24号

平成13年3月28日条例第1号

平成19年3月20日条例第42号

平成23年3月18日条例第22号

令和3年3月26日条例第7号

静岡県自然環境保全条例をここに公布する。

静岡県自然環境保全条例

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 自然環境保全基本方針（第8条・第9条）

第3章 自然環境保全地域（第10条—第23条）

第4章 自然環境保全協定（第24条）

第5章 雑則（第25条）

第6章 罰則（第26条—第30条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）その他の自然環境の保全を目的とする法令とあいまつて、自然環境を保全することが特に必要な区域等の生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全を総合的に推進することにより、広く県民が自然環境の恵沢を享受するとともに、将来の県民にこれを継承できるようにし、もつて現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（一部改正〔平成8年条例24号・23年22号〕）

第2条 削除

（〔平成8年条例24号〕）

（財産権の尊重及び他の公益との調整）

第3条 自然環境の保全に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、県土の保全その他の公益との調整に留意しなければならない。

(県等の責務)

第4条 県、市町、事業者及び県民は、静岡県環境基本条例（平成8年静岡県条例第24号）第3条に定める環境の保全及び創造についての基本理念にのっとり、自然環境の適正な保全が図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。

(全部改正〔平成8年条例24号〕、一部改正〔平成19年条例42号〕)

第5条から第7条まで 削除

(〔平成8年条例24号〕)

第2章 自然環境保全基本方針

(一部改正〔平成13年条例1号〕)

(自然環境保全基本方針)

第8条 知事は、自然環境の保全を図るための基本方針（以下「自然環境保全基本方針」という。）を定めなければならない。

2 自然環境保全基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 自然環境の保全に関する基本構想
- (2) 自然環境保全地域の指定その他その地域に係る生物の多様性の確保その他の自然環境の保全のための施策に関する基本的な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自然環境の保全に関する重要事項

3 知事は、自然環境保全基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、静岡県環境審議会条例（平成6年静岡県条例第23号）第1条に規定する静岡県環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

4 知事は、自然環境保全基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、自然環境保全基本方針の変更について準用する。

(一部改正〔平成13年条例1号・23年22号〕)

第9条 削除

(〔平成13年条例1号〕)

第3章 自然環境保全地域

(自然環境保全地域の指定)

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当する区域のうち、自然的社会的諸条件からみ

てその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを自然環境保全地域として指定することができる。

- (1) 優れた天然林が相当部分を占める森林の区域（これと一体となつて自然環境を形成している土地の区域を含む。）でその面積が規則で定める面積以上のもの
- (2) 地形若しくは地質が特異であり、又は特異な自然の現象が生じている土地の区域及びこれと一体となつて自然環境を形成している土地の区域でその面積が規則で定める面積以上のもの
- (3) その区域内に生存する動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している海岸、湖沼、湿原又は河川の区域でその面積が規則で定める面積以上のもの
- (4) 植物の自生地、野生動物の生息地その他の規則で定める土地の区域における自然環境が前3号に掲げる区域における自然環境に相当する程度を維持しているものうち、その面積が規則で定める面積以上のもの

2 次に掲げる区域は、自然環境保全地域の区域に含まれないものとする。

- (1) 自然環境保全法第14条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域及び同法第22条第1項の規定により指定された自然環境保全地域の区域
- (2) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1号に規定する自然公園の区域

3 知事は、自然環境保全地域の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町長及び審議会の意見を聴かなければならない。この場合においては、次条第1項に規定する自然環境保全地域に関する保全計画の案についても、併せて、その意見を聴かなければならない。

4 知事は、自然環境保全地域を指定しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該指定の案を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しななければならない。

5 前項の規定による公告があつたときは、当該区域に係る住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された指定の案について、知事に意見書を提出することができる。

6 知事は、前項の規定により縦覧に供された指定の案について異議がある旨の意見書の提出があつたとき、又は当該自然環境保全地域の指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

7 知事は、自然環境保全地域を指定する場合には、その旨及びその区域を告示しなければならない。

- 8 自然環境保全地域の指定は、前項の規定による告示によつてその効力を生ずる。
- 9 第3項前段及び前2項の規定は自然環境保全地域の指定の解除及びその区域の変更に
ついて、第3項後段及び第4項から第6項までの規定は自然環境保全地域の区域の拡張
について、それぞれ準用する。

(一部改正〔平成19年条例42号・23年22号・令和3年7号〕)

(自然環境保全地域に関する保全計画の決定)

第11条 自然環境保全地域に関する保全計画（自然環境保全地域における自然環境の保全
のための規制又は事業に関する計画をいう。以下同じ。）は、知事が決定する。

- 2 自然環境保全地域に関する保全計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 保全すべき自然環境の特質その他当該地域における自然環境の保全に関する基本的
な事項
- (2) 当該地域における自然環境の特質に即して、特に保全を図るべき土地の区域（以下
「特別地区」という。）の指定に関する事項
- (3) 当該地域における自然環境の保全のための規制に関する事項
- (4) 当該地域における自然環境の保全のための事業に関する事項
- 3 知事は、自然環境保全地域に関する保全計画を決定したときは、その概要を公告しな
ければならない。
- 4 前条第3項前段及び前項の規定は自然環境保全地域に関する保全計画の廃止及び変更
について、前条第4項から第6項までの規定は自然環境保全地域に関する保全計画の決
定及び変更（第2項第2号又は第3号に掲げる事項に係る変更に限る。）について、そ
れぞれ準用する。

(一部改正〔平成23年条例22号〕)

(自然環境保全地域に関する保全事業の執行)

第12条 自然環境保全地域に関する保全事業（自然環境保全地域に関する保全計画に基づ
いて執行する事業であつて、当該地域における自然環境の保全のための施設で規則で定
めるものに関するものをいう。以下同じ。）は、県が執行する。

- 2 市町は、知事の承認を受けて、自然環境保全地域に関する保全事業の一部を執行する
ことができる。

(一部改正〔平成19年条例42号〕)

(特別地区)

第13条 知事は、自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて、その区域内に、特別地

区を指定することができる。

- 2 第10条第7項及び第8項の規定は、特別地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。
- 3 特別地区内においては、次に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為、第1号から第5号まで若しくは第10号に掲げる行為で森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第41条の規定により指定された保安施設地区（第15条第1項において「保安林等の区域」という。）内において同法第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係るもの、第6号に掲げる行為で規則で定める方法により当該限度内において行うもの又は第7号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものについては、この限りでない。
 - (1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
 - (2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
 - (3) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
 - (4) 水面を埋め立て、又は干拓すること。
 - (5) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
 - (6) 木竹を伐採すること。
 - (7) 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。
 - (8) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。
 - (9) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。
 - (10) 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。
 - (11) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

- (12) 前各号に掲げるもののほか、特別地区における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの
- 4 前項の許可には、当該特別地区における自然環境の保全のために必要な限度において、条件を付することができる。
- 5 知事は、第3項各号に掲げる行為で規則で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。
- 6 特別地区内において非常災害のために必要な応急措置として第3項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して14日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。
- 7 第3項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなった時において既に当該行為に着手している者は、その規制されることとなった日から起算して6月間は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。
- 8 前項に規定する者が同項の期間内に当該行為について知事に届け出たときは、第3項の許可を受けたものとみなす。
- 9 次に掲げる行為については、第3項及び第6項の規定は、適用しない。
- (1) 自然環境保全地域に関する保全事業の執行として行う行為
 - (2) 認定生態系維持回復事業等（第19条の3第1項の規定により行われる生態系維持回復事業及び同条第2項の確認又は同条第3項の認定を受けた生態系維持回復事業をいう。以下同じ。）として行う行為
 - (3) 法令に基づいて国又は地方公共団体が行う行為のうち、自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの
 - (4) 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの
- (一部改正〔平成4年条例30号・23年22号〕)
- (野生動植物保護地区)

第14条 知事は、特別地区内における特定の野生動植物の保護のために特に必要があると認めるときは、自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて、その区域内に、当該保護すべき野生動植物の種類ごとに、野生動植物保護地区を指定することができる。

2 第10条第7項及び第8項の規定は、野生動植物保護地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

3 何人も、野生動植物保護地区内においては、当該野生動植物保護地区に係る野生動植

物（動物の卵を含む。）を捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 前条第3項の許可を受けた行為（第19条第1項後段の規定による協議に係る行為を含む。）を行うためにする場合
- (2) 非常災害のために必要な応急措置を行うためにする場合
- (3) 自然環境保全地域に関する保全事業を執行するためにする場合
- (4) 認定生態系維持回復事業等を行うためにする場合
- (5) 法令に基づいて国又は地方公共団体が行う行為のうち、自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるものを行うためにする場合
- (6) 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるものを行うためにする場合
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認めて許可した場合

4 前条第4項の規定は、前項第7号の許可について準用する。

（一部改正〔平成4年条例30号・23年22号〕）

（普通地区）

第15条 自然環境保全地域の区域のうち特別地区に含まれない区域内において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行計画の概要及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。ただし、第1号から第3号までに掲げる行為で森林法第34条第2項本文の規定に該当するものを保安林等の区域内においてしようとする者は、この限りでない。

- (1) その規模が規則で定める基準を超える建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が規則で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。
- (2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
- (3) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- (4) 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- (5) 特別地区内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

2 知事は、前項の規定による届出があつた場合において、自然環境保全地域における自然環境を保全するために必要があると認めるときは、その届出をした者に対して、その届出があつた日から起算して30日以内に限り、当該自然環境の保全のために必要な限度

において、その届出に係る行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

3 知事は、第1項の規定による届出があつた場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に同項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、同項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第1項の規定による届出をした者に対して、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。

4 第1項の規定による届出をした者は、その届出をした日から起算して30日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。

5 知事は、当該自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

6 次に掲げる行為については、第1項から第3項までの規定は、適用しない。

- (1) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- (2) 自然環境保全地域に関する保全事業の執行として行う行為
- (3) 認定生態系維持回復事業等として行う行為
- (4) 法令に基づいて国又は地方公共団体が行う行為のうち、自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの
- (5) 通常管理行為又は軽易な行為のうち、自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの
- (6) 自然環境保全地域が指定され、又はその区域が拡張された際着手している行為

(一部改正〔昭和49年条例21号・平成23年22号・令和3年7号〕)

(標識の設置)

第16条 知事は、自然環境保全地域を指定したときは、その区域内に、これを表示する標識を設置するものとする。

2 何人も、前項の規定により設けられた標識を知事の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

(中止命令)

第17条 知事は、自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、第13条第3項若しくは第14条第3項の規定に違反し、若しくは第13条第4項(第14条第4項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付された条件に違反した者、第15条第1項の規定による届出をせず、同項各号に掲げる行為をした者又は

同条第2項の規定による処分に違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(一部改正〔平成23年条例22号〕)

(報告及び検査等)

第18条 知事は、自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要な限度において、第13条第3項若しくは第14条第3項第7号の許可を受けた者又は第15条第2項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、自然環境保全地域の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第13条第3項各号、第14条第3項本文若しくは第15条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然環境に及ぼす影響を調査させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(一部改正〔平成23年条例22号〕)

(国等に関する特例)

第19条 国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第13条第3項又は第14条第3項第7号の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

2 国の機関又は地方公共団体が第13条第6項又は第15条第1項の規定により届出を要する行為をしたとき、又はしようとするときは、これらの規定による届出の例により、知事にその旨を通知しなければならない。

(一部改正〔昭和49年条例21号・平成23年22号〕)

(生態系維持回復事業計画)

第19条の2 知事は、生態系維持回復事業（自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて行う事業であつて、当該地域における生態系の維持又は回復を図るものをいう。以下同じ。）の適正かつ効果的な実施に資するため、自然環境保全地域に関する保全計画に基づき、審議会の意見を聴いて、生態系維持回復事業に関する計画（以下「生態系維持回復事業計画」という。）を定めるものとする。

- 2 生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 生態系維持回復事業の目標
 - (2) 生態系維持回復事業を行う区域
 - (3) 生態系維持回復事業の内容
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項
- 3 知事は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を公示しなければならない。
- 4 知事は、生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 第3項の規定は、生態系維持回復事業計画の廃止及び変更について準用する。

（追加〔平成23年条例22号〕）

（生態系維持回復事業）

第19条の3 県は、自然環境保全地域における自然環境の保全のため生態系の維持又は回復を図る必要があると認めるときは、生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行うものとする。

- 2 県以外の地方公共団体は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の確認を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従ってその生態系維持回復事業を行うことができる。
- 3 地方公共団体以外の者は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の認定を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従ってその生態系維持回復事業を行うことができる。
- 4 第2項の確認又は前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - (2) 生態系維持回復事業を行う区域
 - (3) 生態系維持回復事業の内容
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 5 前項の申請書には、生態系維持回復事業を行う区域を示す図面その他の規則で定める

書類を添付しなければならない。

- 6 第2項の確認又は第3項の認定を受けた者は、第4項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、県以外の地方公共団体にあつては知事の確認を、地方公共団体以外の者にあつては知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 7 前項の確認又は認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- 8 第5項の規定は、前項の申請書について準用する。
- 9 第2項の確認又は第3項の認定を受けた者は、第6項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(追加〔平成23年条例22号〕)

(認定の取消し)

第19条の4 知事は、前条第3項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り消すことができる。

- (1) 生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行つていないと認めるとき。
- (2) その生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うことができなくなつたと認めるとき。
- (3) 前条第6項又は第9項の規定に違反したとき。
- (4) 次条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (5) 偽りその他不正の手段により前条第3項又は第6項の認定を受けたとき。

(追加〔平成23年条例22号〕)

(報告徴収)

第19条の5 知事は、第19条の3第3項の認定を受けた者に対し、その生態系維持回復事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

(追加〔平成23年条例22号〕)

(実地調査)

第20条 知事は、自然環境保全地域の指定若しくはその区域の拡張、自然環境保全地域に関する保全計画の決定若しくは変更又は自然環境保全地域に関する保全事業の執行に関し、実地調査のため必要があるときは、その職員に、他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくはかき、さく等を伐採させ、

若しくは除去させることができる。ただし、他の法令に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

- 2 知事は、その職員に前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者（所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。以下この条において同じ。）及び占有者並びに木竹又はかき、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。
- 3 第1項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。
- 4 第1項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくはかき、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立ち入りその他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

（損失の補償）

第21条 県は、第13条第3項若しくは第14条第3項第7号の許可を受けることができないため、第13条第4項（第14条第4項において準用する場合を含む。）の規定により許可に条件を付されたため、又は第15条第2項の規定による処分を受けたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

- 2 県は、自然環境保全地域の指定若しくはその区域の拡張、自然環境保全地域に関する保全計画の決定若しくは変更又は県が行う自然環境保全地域に関する保全事業の執行に関し、前条第1項の規定による当該職員の行為によつて損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。
- 3 第1項又は前項の補償を受けようとする者は、知事にこれを請求しなければならない。
- 4 知事は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

（一部改正〔平成23年条例22号〕）

（土地の買入れ）

第22条 県は、特別地区内の土地について、その所有者から第13条第3項の許可を受けることができないためその土地の利用に著しい支障をきたすこととなることにより当該土地を県において買入れるべき旨の申し出があつた場合において、知事が特に必要があ

ると認めるときは、買入れるものとする。

(配慮)

第23条 自然環境保全地域に関する規定の適用に当たっては、当該地域に係る住民の農林漁業等の生業の安定及び福祉の向上に配慮しなければならない。

第4章 自然環境保全協定

(自然環境保全協定等)

第24条 知事は、自然環境の保全のため特に必要があると認めるときは、自然環境保全地域、第10条第2項各号に掲げる区域その他規則で定める区域以外の区域において、宅地の造成、ゴルフ場の建設その他規則で定める開発行為であつて、その規模が規則で定める規模以上のものをしようとする者と、自然環境の破壊の防止、植生の回復、緑地の造成その他自然環境の保全のために必要な事項を内容とする協定を締結するものとする。ただし、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、この限りでない。

2 知事は、前項の協定を締結したときは、その履行の確保について必要な措置を講ずるものとする。

(一部改正〔平成23年条例22号〕)

第5章 雑則

(規則への委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

第26条 第17条の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(一部改正〔平成4年条例30号・23年22号〕)

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第13条第3項又は第14条第3項の規定に違反した者
- (2) 第13条第4項(第14条第4項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付された条件に違反した者

(一部改正〔平成4年条例30号・23年22号〕)

第28条 第15条第2項の規定による処分に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

(一部改正〔平成4年条例30号・23年22号〕)

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第15条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、同項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第15条第4項の規定に違反した者
- (3) 第18条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (4) 第18条第1項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- (5) 第20条第5項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げた者

(一部改正〔昭和49年条例21号・平成4年30号・23年22号・令和3年7号〕)

第30条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第26条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。(昭和48年9月規則第48号で、同48年9月1日から施行)
- 2 静岡県立自然公園条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則 (昭和49年3月22日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年3月25日条例第30号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成4年5月1日から施行する。ただし、第9条第2項及び第4項の改正規定並びに次項の規定は、同年4月1日から施行する。

(静岡県温泉審議会条例の廃止)

- 2 静岡県温泉審議会条例(昭和25年静岡県条例第32号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 第9条第2項及び第4項の改正規定の施行の日以後最初に任命される静岡県自然環境保全審議会の委員の任期は、当該改正規定による改正後の静岡県自然環境保全条例第9条第6項本文の規定にかかわらず、平成5年8月31日までとする。

- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成8年3月28日条例第24号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月28日条例第1号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年9月1日から施行する。

附 則（平成19年3月20日条例第42号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月18日条例第22号）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月26日条例第7号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。